附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第六十九号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第一条の二第二項及び第三項並びに第一条の三第三項及び第四項の規定に基づき、介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令

（介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第一条　介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整基準標準給付費額） **第三条**　前条の調整基準標準給付費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。 一　前年度の九月十一日から当該年度の九月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護給付に要した費用の額であって当該年度の九月末日現在において審査決定しているものの額 イ～ホ　（略） 二　前年度の九月十一日から当該年度の九月十日までの間の請求に係る次に掲げる予防給付に要した費用の額であって当該年度の九月末日現在において審査決定しているものの額 イ～ニ　（略） 三　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間における次に掲げる介護給付に要した費用の額 イ～チ　（略） リ　施設介護サービス費の支給（第一号ニに掲げるものを除く。） ヌ～カ　（略） 四　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間における次に掲げる予防給付に要した費用の額 イ～ヲ　（略） ２　（略） （特別調整交付金の額） **第七条**　特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に災害等により減免の措置を採った保険料の額が、前年度において賦課した保険料の総額の二分の一に相当する額と当該年度において賦課した保険料の総額の二分の一に相当する額を合算して得た額の百分の三に相当する額以上である場合 当該保険料の減免額の十分の八以内の額 二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において、災害等による法第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第一項若しくは第二項又は第五十九条の二第一項若しくは第二項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額、調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額及び調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定の適用に係るものに限る。）の七十分の三十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合	（調整基準標準給付費額） **第三条**　前条の調整基準標準給付費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。 一　前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護給付に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額 イ～ホ　（略） 二　前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる予防給付に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額 イ～ニ　（略） 三　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる介護給付に要した費用の額 イ～チ　（略） リ　（新設） リ～ワ　（略） 四　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる予防給付に要した費用の額 イ～ヲ　（略） ２　（略） （特別調整交付金の額） **第七条**　特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置を採った保険料の額が、前年度において賦課した保険料の総額の四分の一に相当する額と当該年度において賦課した保険料の総額の四分の三に相当する額を合算して得た額の百分の三に相当する額以上である場合 当該保険料の減免額の十分の八以内の額 二　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による法第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第一項若しくは第二項又は第五十九条の二第一項若しくは第二項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額、調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額及び調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定の適用に係るものに限る。）の七十分の三十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合